# 福島一級自動車整備士の会(福島一整会)

#### 第一章 総 則

#### 第一条(定義)

- 1.福島県内の一級自動車整備士の有志の集まりを福島一級自動車整備士の会、 以後(福島一整会)と称する。
- 2.会員参加登録を締結した者のみ会員とする。

#### 第二条(目的)

- 1.福島一整会は、自動車ユーザーの保守管理を支援するため一級自動車整備士として早く、正確で分かりやすい情報の提供を行うことを目的とする。
- 2.自動車ユーザーに自動車の高度電子装置、新技術の情報提供、低公害車の普及を促進する。
- 3.自動車整備事業全体のサービスの高度化を促す必要性から一級自動車整備士の 試験制度を活用し社会に貢献できる人材を育成する。
- 4. 自動車整備事業におけるリサイクルの推進等、環境保全に向けた対応を図る。

## 第三条(例会)

- 1.福島-整会は年4回の定例会(内、総会1回)を行う。
- 2. 会長が会員からの要望により、必要と認められたときには臨時例会を行う。

#### 第四条(運営)

- 1.福島一整会は正会員が会の運営を行うものとする。
- 2.会の運営は1月から12月までの1年単位とする。

#### 第二章 会員登録

## 第五条(会員登録)

1.会員になろうとする者は、福島一整会に会員登録をしなければならない。

#### 第六条(会員の種類)

1.福島一整会の会員は、正会員と準会員とする。

## 第七条(正会員)

下記の要件を満たすもので、福島一整会と参加登録を締結した者を正会員とする。

- 1.一級自動車整備士の資格を有する者である事。
- 2. 認証自動車整備事業を経営する者、またはそれに準ずる者であること。
- 3.1名以上の正会員の推薦と役員会の承認を有するものであること。

#### 第八条(準会員)

下記の要件を満たすもので、福島一整会と参加登録を締結した者を準会員とする。

- 1.一級自動車整備士の資格を有する者である事。
- 2.認証自動車整備事業所に所属し、現在整備活動を行っている者であること。

## 第九条(登録期間)

1.会員の登録期間は、登録の日からその年度の最終日とする。

#### 第十条(登録の更新、退会)

- 1.会員は登録期間満了1ヶ月前までに異議の申し立てのない場合には、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 2. 会員は退会しようとする日の、1ヶ月前までに退会の申し立てをすること。

#### 第十一条(入会金)

- 1.参加登録を締結したものは、福島一整会に対して、入会金を支払わなければならない。
- 2.入会金の額は別途定める。

## 第十二条(相殺の禁止)

1 . 会員は、福島一整会に対して負担する債務と入会金とを相殺することはできない。

#### 第十三条 (入会金の返還)

1.入会金は、退会時に返還しないものとする。

## 第三章 会員の権利義務

## 第十四条 (会員の権利)

1.会員は例会に参加し発言することができる。

#### 第十五条 (会員の権利の制限)

1.福島一整会は、会員について例会の参加を制限することができる。

#### 第十六条(会員の義務)

1 . 会員は、本規則およびこれに付随する諸規則を遵守しなければならない。

## 第十七条(禁止行為)

会員は、以下に定める行為をしてはならない。

1.福島一整会に対し不利益な言動、行動をすること。

2. 本規則に違反する行為を為すこと。

## 第十八条(罰則)

会員が本規則、その他福島一整会が別に定める規則に違反したときは、福島一整会は当該会員に対してその違反の程度に応じて下記の罰則を付すことができる。

- 1.ペナルティの支払い
- 2. 例会の参加停止
- 3. 退会

#### 第十九条 (参加登録の解除)

会員が下記に該当した場合には、福島一整会は催告を要せず参加登録を解除することができる。

- 1.会員が、認証工場事業者または所属する者でなくなったとき。
- 2. 会員が、破産の申し立てを受け、または申し立てをしたとき。
- 3.会員が、手形、小切手を不渡りとし、その他一般の支払いを停止したとき。
- 4.会員が、本規則、その他福島一整会が定める規則に違反したとき。
- 5. その他福島一整会の会員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第四章 会費

## 第二十条(会費)

- 1.会員は福島一整会に対し会費を納めなくてはならない。
- 2. 会費の種類、金額、支払い期日、その他の内容は別に規則をもって定める。

#### 第五章 役員

#### 第二十一条(役員)

- 1.役員は会長、副会長、会計、監査役とする。
- 2.役員の任期は2年間とする。
- 3.役員は正会員から選出されるものとする。

## 第二十二条(役員会)

- 1.役員会は会長が必要に応じ開催するものとする。
- 2. 役員会の承認により相談役、顧問をおくことができる。

付 則

施行

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(尚、初年度は平成17年9月1日から17年12月31日までとする。)

## 福島一整会 役員(第二期)

会長	谷野	裕之	(有)北会津自動車
副会長	鈴木	義明	東部自動車工業(株)
副会長	鎌田	善則	(有)鎌田自動車整備工場
会計	伊藤	孝	(有)中央自動車
監査	横田	宏	(有)五百目自動車工業